

| 神戸東支部 運営細則                               |
|--|
| (入会及び移籍)                                 |
| 第5条 入会及び移籍は、定款施行規則第3条に定めるところによる。         |
| 2. 入会及び移籍審査は、免許申請業務調査員及びそれに同行する正副支部長が行う。 |
| 3. 入会及び移籍については、次回幹事会に報告する。               |



| 神戸東支部 運営細則   |
|--|
|  |
| 第5条 入会及び移籍は、定款施行規則第3条に定めるところによる。   |
| 2. 協会の「入会、移籍規程」第8条4号「幹事会が付託した機関」とは正副支部長会とし、入会決議は、免許申請業務調査員及び正副支部長がこれを行う。なお、事務所調査は、新規入会・免許更新移籍（転入）・事務所変更・法人の諸変更、その他支部長が必要と判断した場合におこなうものとする。 |
| 削除   |